

大阪市社会福祉審議会
(本人調査)について

平成 25 年 7 月

大阪市 福祉局 高齢福祉課

おおさかしこうれいしゃじつたいちょうさ きょうりょく ねが
大阪市高齢者実態調査にご協力をお願いします。

このたび、^{おおさかし}大阪市では「^{おおさかしこうれいしゃじつたいちょうさ}大阪市高齢者実態調査」を^{じっし}実施することとなりました。

この^{ちょうさ}調査は、^{こんご}今後の^{おおさかし}大阪市の^{こうれいしゃしやく}高齢者施策を^{すいしん}推進するための^{しりょう}資料とさせていただきます。ただ^{しない}くため、^す市内にお住まいの^{さいいじょう}65歳以上の^{かた}方から^{にん}18,000人を^{むさく}無作為に^{えら}選び、^{ねが}お願いしているものです。

^{かいどう}ご回答いただきました^{ないよう}内容はすべて^{とうけいてき}コンピューターにより^{しより}統計的に^{しり}処理し、この^{ちょうさ}調査の^{もくてき}目的にのみ^{しょう}使用し、^{ふりえき}みなさまには^{こじんじょうほう}不利益のないよう^{こじんじょうほう}個人情報^{ほじ}の^{ばんぜん}保持には^き万全を期しております。また、この^{ちょうさひょう}調査票及び^{へんしんようふうとう}返信用封筒にお^{なまえ}名前^{きにゅう}をご^{ひつよう}記入いただく^{ひつよう}必要は^{ひつよう}ございません。

^{なに}何かとお^{いそが}忙しいところ^{ですう}お手数では^{ちようさ}ございますが、^{しゆし}調査の^{りかい}趣旨をご^{りかい}理解いただき、^{ぜひ}是非とも^{きょうりょく}ご協力いただきますよう、^{ねが}よろしく^{ねが}お願いいたします。

【^{ちょうさ}調査^とについて^あのお^{さき}問い合わせ先】

^{おおさかし}大阪市 ^{ふくしきょく}福祉局 ^{こうれいしゃしやくぶ}高齢者施策部 ^{こうれいふくしか}高齢福祉課

^{でんわ}電話：6208-8026

^{ファックス}：6202-6964

^{うけつけじかん}(受付時間：^{へいじつ}平日 ^{ごぜん}午前9時～^じ12時15分・^{ごご}午後1時～^じ5時30分^{ぶん})

おおさかしこうれいしやじつたいちようさ ぼんにんちようさ ベッシ ちようさひよう か しぎよつ かんたん せつめい
大阪市高齢者実態調査 (本人調査) の別紙 【調査票に書いている事業などの簡単な説明】

ちようさひよう
調査票 3 ページ 問 4

サービス付き高齢者向け住宅	たんしんこうれいしや ふうふ せたい く しえん あんびかくにん せいかつ 単身高齢者、夫婦のみ世帯の暮らしを支援する安否確認・生活 そうだんなど サービスが付いたバリアフリーの賃貸住宅です。
ゆうりょうろうじん 有料老人ホーム	とくべつようこうろうじん にゆうしよようけん がいどう かた こうれいしや 特別養護老人ホームの入所要件に該当しない方などの高齢者が にゆうきよ しよくじ にゆうよく にちじようせいかつ ひつよう 入居し、食事や入浴などの日常生活に必要なサービスを受ける ことのできる民間施設です。

ちようさひよう
調査票 12 ページ 問 27

ケアハウス	さいいじよう かた しんたいきのう ていかどう じりつ にちじよう 60歳以上の方であって、身体機能の低下等により自立した日常 せいかつ いとな ふあん かぞく による えんじよ う 生活を営むことについて不安があり、家族による援助を受けるこ とが困難な方などの高齢者が入居し、低額な料金で食事や入浴 などの日常生活に必要なサービスを受けることのできる施設で す。
にんちしやうたいおうがたきようどうせいかつかいご 認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)	にんちしやう かた たいしやう きようどうせいかつじゆうきよ にん にちじよう 認知症の方を対象に、共同生活住居(5~9人)で日常 せいかつじよう せ わ きのうくんれん おこな 生活上のお世話や機能訓練などを行います。

ちようさひよう
調査票 14 ページ 問 30

ちいきほうかつしえん 地域包括支援センター	こうれいしや かぞく かいご ぶくし いりよう かん そうだん おう ちいき 高齢者やその家族からの介護・福祉・医療に関する相談に応じ地域 さまざま きかん きようりよく もんだい かいけつ かいごよぼう の様々な機関と協力して問題を解決したり、介護予防サービスや かいごよぼうじぎょう りよう にあたってケアプランを作成する施設で、お住 まいの地域によって担当するセンターが決まっています。
そうごうそうだんまどぐち 総合相談窓口(ランチ)	こうれいしや かた かぞく みじか そうだんまどぐち 高齢者の方やそのご家族のための、より身近な相談窓口です。 ちいきほうかつしえん れんけい こうれいしや かた しえん おこな 地域包括支援センターと連携し高齢者の方の支援を行います。

ちようさひよう
調査票 14 ページ 問 30-2

に じよ ぼうじぎょうたいしやうしや 二次予防事業対象者 (はつらつシニア)	じしん せいかつ けんこうじようたい しつもんこうもく きほん ご自身の生活や健康状態を 25 の質問項目でチェックできる「基本 チェックリスト」により、一定の項目に該当された要支援・要介護 じやうたい たか こうれいしや 状態になるおそれの高い高齢者のことです。
--	--

ちようさひよう
調査票 15 ページ 問 31

こうれいしやぎやくたい 高齢者虐待	こうれいしや かた たしや ふてきせつ あつか けんりりえき しんがい 高齢者の方が他者から不適切な扱いにより、権利利益の侵害や せいめい しんたい ざいさん そこ じようたい こうれいしやぎやくたい 生命、身体、財産が損なわれる状態を高齢者虐待といいます。 (例：身体的暴力。自由に動けないように縛る。鍵をかけてとじ いれい しんたいてきぼうりよく じゆう うご しば かぎ 込める。十分に世話をしない。無視する。怒鳴る。性的な強要 じゆうぶん せ わ むし どな せいてき きようよう や嫌がらせをする。本人のお金を無断で使う、本人のために使わ いや ほんにん かね むだん つか ほんにん つか せない。など)
----------------------	--

ちょうさひょう 調査票19 ページ 問40

6	かいごしえんせんもんいん 介護支援専門員 (ケアマネジャー)	しんしん じょうきょう おう てきせつ かいごほけん りょう 心身の状況に応じて適切な介護保険サービスを利用できるよう しちようそん じぎょうしゃ かいごほけんしせつなど れんらくちょうせい おこな ひと 市町村、サービス事業者、介護保険施設等との連絡調整を行う人の ことです。
---	---	--

ちょうさひょう 調査票20 ページ 問41

(1)	ろうじんふくし 老人福祉センター	かくく しゅみ きょうよう こうざ おこな 各区にあり、趣味・教養の講座やレクリエーションを行って います。
(2)	ろうじんいこい いえ 老人憩の家	こうれいしゃ きょうよう こうじょう どう かつどう ば 高齢者の教養の向上やレクリエーション等の活動の場、また、 ちいき じゅうみんどう どう じしゅ かつどう ば 地域住民等のボランティア等の自主活動の場として しょうがっこうか 小学校下を基本として整備しています。
(3)	じんざい シルバー人材センター	りんじてき たんきてき しごと ていきょう 臨時的、短期的な仕事を提供しています。
(4)	しょうがいがくしゅう 生涯学習センターの こうれいしゃ む こうざ 高齢者向け講座	しょうがいがくしゅう しみがくしゅう かくしゅこうしゅう こうざ 生涯学習センター・市民学習センターで、各種講習・講座 しょうがいがくしゅう かん そうだん じょうほうていきょう おこな や生涯学習に関する相談・情報提供を行っています。
(5)	しょうがいがくしゅう じぎょう 生涯学習ルーム事業	しょうがっこう かくしゅ こうしゅう こうざ かいせつ 小学校で各種の講習・講座を開設しています。
(6)	しりつぶんかしせつなどけいろうゆうたい 市立文化施設等敬老優待	しりつぶんかしせつ ゆうたい にゅうえんりょう にゅうかくりょう むりょう 市立文化施設などへ優待します。(入園料・入館料が無料)
(7)	けいろうゆうたいじょうしゃしょう 敬老優待乗車証	さいいじょう かた しえいこうつうきかん ちかてつ し 70歳以上の方に市営交通機関(地下鉄・市バス・ニュートラ むりょうじょうしゃしょう こうふ ム)の無料乗車証を交付しています。
(8)	こうれいしゃにゅうよくりょうりょうわりびきじぎょう 高齢者入浴利用料割引事業	さいいじょう かた つき かい にち にち こうしゅうよくじょうにゅうよくりょうきん 70歳以上の方に、月2回(1日と15日)公衆浴場入浴料金の わりびき じっし 割引を実施しています。
(9)	しせつ こうれいしゃ 市立スポーツ施設の高齢者 わりびき 割引	しえいおくがい おくない じょう 市営屋外・屋内プール、アイススケート場、トレーニングル こうれいしゃわりびき こどもりょうきん どうがく じっし ムでは、高齢者割引(子供料金と同額)を実施しています。

ちょうさひょう 調査票21 ページ 問42

(1)	しょくじ はいしょく 食事の配食サービス おおさかし せいかつ しえんがた しょくじ (大阪市生活支援型食事 サービス)	ひとり暮らしやこうれいしゃ せたい たい あんびかくにん か ひとり暮らしや高齢者だけの世帯に対する安否確認を兼ねた はいしょく 配食サービスです。
(2)	しょくじ かいしょく 食事の会食サービス がた しょくじ (ふれあい型食事サービ ス)	ろうじんいこい いえ く こうれいしゃ せたい たい かいしょく 老人憩の家などひとり暮らしや高齢者だけの世帯に対する会食 ちゅうしん を中心としたサービスです。
(3)	にちじょうせいかつようくきゅうふじぎょう 日常生活用具給付事業	ざいたく こうれいしゃ せいかつ べんぎ はか かせい けいほうき じどう 在宅高齢者の生活の便宜を図るために、火災警報器・自動 しょうかき でんじちょうりきとう きゅうふ 消化器・電磁調理器等を給付します。
(4)	きんきゅうつうほう 緊急通報システム	ひとり暮らしやこうれいしゃ せたいどう たい きんきゅうつうほうそうち ひとり暮らしや高齢者だけの世帯等に対して、緊急通報装置を たいよ きんきゅうじ お つうほう 貸与し、緊急時にボタンを押して通報します。
(5)	も だ ごみの持ち出しサービス	ひとり暮らしやこうれいしゃ せたい たい かに ひとり暮らしや高齢者だけの世帯に対して、家庭までごみの しゅうしゅう うかが 収集に伺います。

ちょうさひょう 調査票21 ページ 問42

(6)	<p>あんしんさぽーと事業 (日常生活自立支援事業)</p>	<p>認知症などで判断能力が不十分な方や金銭管理に不安のあるひとり暮らしなどの高齢者の方に、福祉サービスなどの利用援助、金銭管理サービス、大切なものの預かりサービスをおこないます。</p>
(7)	<p>成年後見制度</p>	<p>認知症などで判断能力が不十分な方々を保護、支援するために法的に権限を与えられた後見人などが、高齢者の方の意思や生活・身体状況を尊重しながら、生活や財産を守る制度です。</p>

ちょうさひょう 調査票22 ページ 問43

(1)	<p>健康教育</p>	<p>地域の集会所や保健福祉センター等で、生活習慣病予防や介護予防、健康づくりに関しての講話等を行います。</p>
(2)	<p>健康相談</p>	<p>保健福祉センター等で、健康に関する個別の相談を行います。</p>
(3)	<p>がん検診</p>	<p>胃・大腸・肺・子宮・乳がん等の検診を保健福祉センター、とりあつかいりょうきかんなどで行います。</p>
(4)	<p>訪問による保健指導</p>	<p>健康状態や生活環境に応じ、保健師や看護師、栄養士、歯科衛生士が家庭訪問をして必要な保健指導を行います。</p>
(5)	<p>精神保健福祉相談</p>	<p>精神科医師、精神保健福祉相談員等が、高齢者と家族に対して老年期の精神疾患など、高齢者の精神保健に関して相談を行います。</p>
(6)	<p>介護予防事業</p>	<p>ご自身の生活や健康状態を25の質問項目でチェックできる「基本チェックリスト」により、一定の項目に該当された要支援・要介護状態になるおそれの高い高齢者(二次予防事業対象者)に対し、運動器(体を動かすための骨や筋肉など)の機能向上、栄養改善、口腔機能向上、閉じこもり予防などを目的として実施している介護予防のための教室や訪問事業です。</p>
(7)	<p>特定健診</p>	<p>大阪市国民健康保険被保険者で年度内に40歳に到達される方から74歳までの方に対し糖尿病等の生活習慣病の該当者及び予備軍を減少させるため、特定保健指導を必要とする者を的確に抽出するとともに、生活習慣病の発症や重症化を予防することにより健康の保持増進を図るため、集団健診会場やとりあつかいりょうきかんにおいて特定健康診査を実施しています。</p>
(8)	<p>後期高齢者医療健康診査</p>	<p>大阪府後期高齢者医療広域連合が指定する医療機関において、年度中に1回無料で健康診査を受診できます。</p>